

伊万里 市議会要覧

令和7年（2025年）

佐賀県伊万里市議会

目 次

I 議会概要

| | |
|-------------------|---|
| 1. 議員定数・党派別議員数等 | |
| (1) 議員定数 | 1 |
| (2) 党派別議員数 | 1 |
| (3) 会派 | 1 |
| (4) 年齢別・当選回数別議員数 | 1 |
| 2. 議会構成 | |
| (1) 議会の構成 | 2 |
| (2) 常任委員会の所管事項 | 2 |
| 3. 議会の運営 | |
| (1) 議会運営委員会 | 3 |
| (2) 議会運営に関する主な事項 | 3 |
| (3) 予算の審査方法 | 3 |
| (4) 決算の審査方法 | 3 |
| (5) 意見書案及び決議案の取扱い | 4 |
| (6) 一般質問の取扱い | 4 |
| (7) 質疑について | 4 |
| (8) 緊急質問の取扱い | 4 |
| (9) 常任委員の任期 | 4 |
| (10) 傍聴の取扱い | 5 |
| (11) 請願の取扱い | 5 |
| (12) 陳情書の取扱い | 5 |
| (13) 議会情報の公開 | 5 |

| | |
|------------------------|----|
| 4. 議会の活動状況 | |
| (1) 市議会の開催状況 | 6 |
| (2) 市議会付議並びに議決件数 | 7 |
| (3) 意見書、決議事例 | 8 |
| 5. 報酬・期末手当・費用弁償及び政務活動費 | |
| (1) 議員報酬等 | 9 |
| (2) 議員の期末手当 | 9 |
| (3) 費用弁償 | 10 |
| (4) 政務活動費 | 10 |
| 6. 議会事務局 | |
| (1) 機構及び職員数 | 10 |
| 7. 委員会付託基準要綱 | 11 |

I 議会概要

1. 議員定数・党派別議員数等(令和7年7月1日現在)

(1) 議員定数

条例定数 21人 現員数 20人

(2) 党派別議員数

| 党 派 | 人 員 |
|-------|-----|
| 自 民 党 | 1人 |
| 公 明 党 | 1人 |
| 無 所 属 | 18人 |

(3) 会 派

| 会派の名称 | 人数 |
|----------------------------|----|
| 興隆会 <small>こうりゅうかい</small> | 6人 |
| 幸風会 <small>こうふうかい</small> | 4人 |
| 伊想会 <small>いそうかい</small> | 6人 |
| 翠蓮会 <small>すいれんかい</small> | 3人 |

(会派に所属していない:1人)

(4) 年齢別・当選回数別議員数

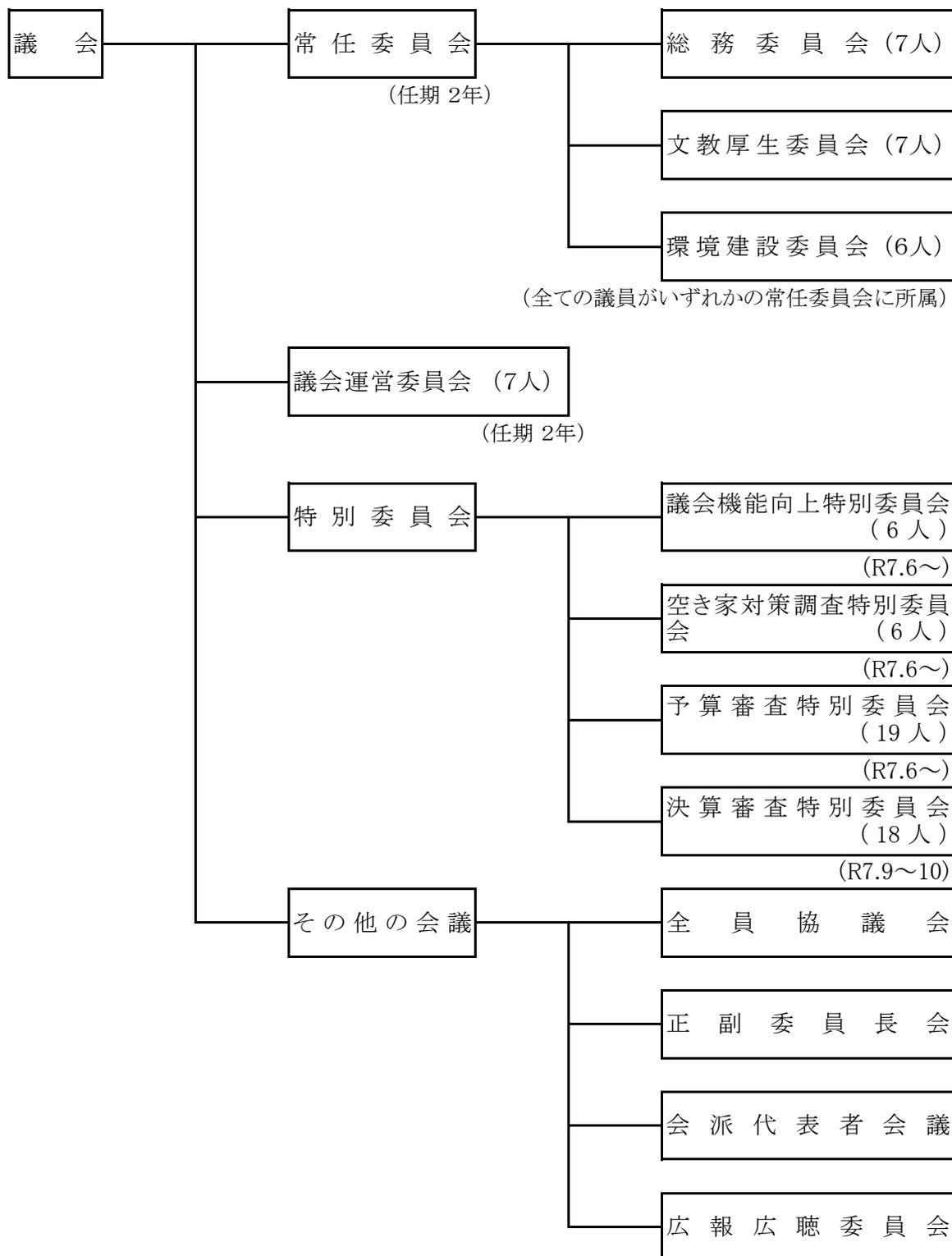
(7月1日 現在)

| 年齢 \ 回数 | 回数 | | | | | | | | | 計 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| | 1 期 | 2 期 | 3 期 | 4 期 | 5 期 | 6 期 | 7 期 | 8 期 | 9 期 | |
| 71才～80才 | | 1 | | | | 1 | | | | 2 |
| 61才～70才 | 4 | | 3 | 4 | | | | | 1 | 12 |
| 51才～60才 | 1 | | | | | | | | | 1 |
| 41才～50才 | 2 | 2 | | | | | | | | 4 |
| 31才～40才 | 1 | | | | | | | | | 1 |
| 計 | 8 | 3 | 3 | 4 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 20 |

(平均年齢60.7才)

2. 議会構成

(1) 議会の構成



3. 議会の運営

(1) 議会運営委員会

- ① 構成人員 ————— 7人
- ② 所管事項
 - a 会期の決定
 - b 議案等の取扱い
 - c その他議会運営に関する事項
- ③ 議会運営委員の選出方法
交渉団体となる会派から推薦し、議長がこれを指名する。
- ④ 委員の任期 ————— 2年

(2) 議会運営に関する主な事項

- ① 定例会の招集回数及び時期
定例会は、毎年4回とし、3月、6月、9月及び12月に招集される。ただし、特別の事情がある場合は、繰り上げ、又は繰り下げて招集されることがある。
- ② 本会議の会議時間
会議時間は、午前10時から午後5時までとする。
- ③ 議案の配布
市長提出の議案は、原則として招集告示後に議会事務局まで受け取りに行くものとする。

(3) 予算の審査方法

予算審査特別委員会を設置し、一般会計の歳入は全体で審査、一般会計の歳出及び特別会計、企業会計は総務・文教厚生・環境建設の3分科会に分かれて、それぞれが所管する部署の関連事業を審査。各分科会での審査後、分科会毎の質疑・意見をまとめて決算審査特別委員会へ報告する。

○予算審査特別委員会の構成

議長を除く議員で構成し、正副委員長を選出。

各正副分科会長は、総務・文教・環境建設各常任委員会の正副委員長を充てる。

(4) 決算の審査方法

決算審査特別委員会を設置し、一般会計の歳入は全体で審査、一般会計の歳出及び特別会計、企業会計は総務・文教厚生・環境建設の3分科会に分かれて、それぞれが所管する部署の関連事業を審査。各分科会での審査後、分科会毎の質疑・意見をまとめて決算審査特別委員会へ報告する。

○決算審査特別委員会の構成

議長及び議会選出監査委員を除く議員で構成し、正副委員長を選出。

各正副分科会長は、総務・文教・環境建設各常任委員会の正副委員長を充てる。

(5) 意見書案及び決議案の取扱い

意見書案又は決議案を提出するにあたっては、議長会及び市長会において取りあげられている事項、関係委員会の活動によって目的が達成できるもの、又は司法・外交等国の専属事務については、できるだけ提出を控えるものとする。

(6) 一般質問の取扱い

① 質問方法

議員は、定例会において市の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができる。

② 発言順位の決定方法

原則として、開会日に議会運営委員会を開催し、抽選で順位を決定する。

③ 質問時間

質問時間は、答弁を含めて原則として 75 分以内とし、要点をしぼり要領よく簡潔に行い、発言の公平を期すようにしている。

④ 質問形態

総括質問方式、一問一答（完全）、一問一答（併用）方式の選択制とする。

一問一答（併用）方式においては、一回目は一括質問、一括答弁とし、それ以降は一問一答としている。

(7) 質疑について

- | | | |
|-------------|-------|--|
| ① 大綱質疑 | ————— | 議案に直接関係する大綱質疑とし、詳細は委員会に委ねるものとする。関連質疑及び自分の所属する委員会に付託されている事項については、質疑を自粛する。 |
| ② 発言順位の決定方法 | ————— | 挙手による |
| ③ 時間制限 | ————— | なし |
| ④ 質疑回数 | ————— | 同一議案につき同一議題について3回まで |

(8) 緊急質問の取扱い

緊急質問は、緊急性を具体的に記載のうえ文書で議長に提出し、その取扱いについては、そのつど議運で協議する。この場合、緊急の解釈基準は、「天災、地変その他の災害、社会情勢の激変等」に関するものとしている。

(9) 常任委員の任期と所管事項

① 任期

常任委員の任期は2年とする。(委員会条例第3条)

② 所管事項

| 委員会 | 所管事項 |
|---------|--|
| 総務委員会 | 総務部、総合政策部、出納室、議会事務局、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項 |
| 文教厚生委員会 | 健康福祉部及び教育委員会の所管に属する事項 |
| 環境建設委員会 | 市民交流部、建設農林水産部、農業委員会及び上下水道部の所管に属する事項 |

(10) 傍聴の取扱い

委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

(11) 請願の取扱い

① 提出期限

議案質疑初日の午後5時までに受理したものを当該議会で審議し、それより後に受理したものは、次の議会で審議することになる。(修正予定)

② 請願者への結果通知

審査結果(採択・不採択・継続審査・審議未了)を直接通知する。

(12) 陳情書の取扱い

陳情書はその写しを議員に配布し、議長において処理するものとする。また、必要に応じて、その内容等については、所管の委員会で執行部から説明を受けるものとする。

(13) 議会情報の公開

- ① 議会紙発行 ————— 平成14年5月15日創刊
定例号：年4回発行
- ② テレビ放映(CATV) ————— 昭和51年3月から自主放映
平成9年5月から行政情報として放映
- ③ ホームページ開設 ————— 平成15年1月7日から掲載
- ④ 会議録の公開(HP) ————— 平成17年4月から
- ⑤ 一般質問のYouTubeでの公開 ——— 平成29年6月から

4. 議会の活動状況

(1) 市議会の開催状況(令和6年1月～12月)

●定例会

| 回 | 会期 | 本会議 | 会議時間 | | 一般質問者数 | 傍聴者数 |
|---------|-------|------|-------|------|--------|------|
| 第1回 3月 | 22 日 | 7 日 | 15 時間 | 22 分 | 10 人 | 32 人 |
| 第2回 6月 | 19 日 | 7 日 | 9 時間 | 29 分 | 8 人 | 14 人 |
| 第3回 8月 | 53 日 | 7 日 | 11 時間 | 26 分 | 9 人 | 18 人 |
| 第4回 12月 | 17 日 | 7 日 | 12 時間 | 3 分 | 11 人 | 21 人 |
| 計 | 111 日 | 28 日 | 48 時間 | 20 分 | 38 人 | 85 人 |

●臨時会

なし

●常任委員会及び特別委員会

※():うち 閉会中開催

| 常 任 委 員 会 | 開催日数 | 特 別 委 員 会 | 開催日数 |
|-----------|---------|------------------------|----------|
| 総 務 委 員 会 | 9日(0日) | 議会活性化特別委員会 | 2日(2日) |
| 文教厚生委員会 | 10日(0日) | 市民会館跡地検討 特別委員会 | 7日(7日) |
| 環境建設委員会 | 8日(0日) | 議会ICT化特別委員会 | 10日(8日) |
| — | — | 地域コミュニティ活性化調 査特別委員会 | 10日(3日) |
| — | — | 決算審査特別委員会 | 10日(0日) |
| 合 計 | 27日(0日) | 合 計 | 36日(16日) |

(2) 市議会付議並びに議決件数

① 市長提出付議事件数

(令和6年1月～12月)

| 付議事件別 | | | 議決態様別 | | | | | |
|-------|-----------------------------------|----|-------|---|---|---|---|---|
| 区 | 分 | 件 | 原 | 修 | 否 | 継 | 審 | 撤 |
| 種 | 類 | 数 | 案 | 正 | 決 | 続 | 議 | 回 |
| 別 | 議 | 計 | 可 | 可 | | 審 | 未 | |
| | 決 | | 決 | 決 | | 議 | 了 | |
| | 地方自治法第96条1項議決事件 | 25 | 25 | | | | | |
| | 条例(第1号) | 25 | 25 | | | | | |
| | 予算(第2号) | 25 | 25 | | | | | |
| | 決算(第3号) | 7 | 7 | | | | | |
| | 4号から14号までの議案 | 8 | 8 | | | | | |
| | 専決処分案件(地方自治法第179条) | 12 | 12 | | | | | |
| | 地方自治法第96条1項15号及び96条2項を含むその他すべての議案 | 14 | 14 | | | | | |
| | 合計 | 91 | 91 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

② 議員提出付議事件数

(令和6年1月～12月)

| 付議事件別 | | | 議決態様別 | | | | | |
|-------|-----|---|-------|---|---|---|---|---|
| 区 | 分 | 件 | 原 | 修 | 否 | 継 | 審 | 採 |
| 種 | 類 | 数 | 案 | 正 | 決 | 続 | 議 | 決 |
| 別 | 議 | 計 | 可 | 可 | | 審 | 未 | な |
| | 決 | | 決 | 決 | | 議 | 了 | し |
| | 条例 | 1 | 1 | | | | | |
| | 規則 | 0 | 0 | | | | | |
| | 意見書 | 0 | 0 | | | | | |
| | 決議 | 0 | 0 | | | | | |
| | その他 | 0 | 0 | | | | | |
| | 合計 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

③ 請願件数

(令和6年1月～12月)

| 付議事件別 | | | 議決態様別 | | | | | |
|-------|----|---|-------|---|---|---|---|----|
| 区 | 分 | 件 | 原 | 修 | 否 | 継 | 審 | そ |
| 種 | 類 | 数 | 案 | 正 | 決 | 続 | 議 | 撤 |
| 別 | 議 | 計 | 可 | 可 | | 審 | 未 | の |
| | 決 | | 決 | 決 | | 議 | 了 | 回 |
| | 請願 | 0 | | | | | | 他・ |

(3) 令和6年の意見書、決議事案

| 区分 | 議決年月日 | 提出者 | 提出案件 | 議決 |
|-----|------------|------------|--------------------------------|-----|
| 意見書 | 令和6年10月17日 | 盛 泰子 外6人 | 福祉医療費助成に係る補助の拡充等を求める意見書の提出について | 可 決 |
| 決議 | 令和6年6月14日 | 西田 晃一郎 外6人 | 特別委員会設置に関する決議 | 可 決 |
| | 令和6年9月2日 | 西田 晃一郎 外6人 | 特別委員会設置に関する決議 | 可 決 |

5. 報酬・期末手当・費用弁償及び政務活動費

(1) 議員報酬等

| | 現 行 | | 改 定 前 | |
|-------------|-----------|------------|-----------|------------|
| | 月 額 (円) | 施 行 年 月 日 | 月 額 (円) | 施 行 年 月 日 |
| 議 長 | 494,000 | 令和7. 4. 1 | 486,000 | 平成23. 4. 1 |
| 副 議 長 | 442,000 | 〃 | 435,000 | 〃 |
| 常 任 委 員 長 | — | — | — | — |
| 常 任 副 委 員 長 | — | — | — | — |
| 議 員 | 413,000 | 令和7. 4. 1 | 407,000 | 平成23. 4. 1 |
| 市 長 | 946,000 | 平成23. 4. 1 | 950,000 | 平成15. 4. 1 |
| 副 市 長 | 755,000 | 〃 | 758,000 | 〃 |
| 教 育 長 | 678,000 | 〃 | 681,000 | 〃 |

(2) 議員の期末手当

6月 172.5/100 12月 172.5/100

・額の決定の根拠、基準となるものは、

伊万里市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第6条（一部抜粋）

「市議会議員の期末手当は、伊万里市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第16号)の適用を受ける職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、報酬月額に当該報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。」

(3) 費用弁償

- ① 常任委員会視察(1人当たり) 年額 110,000円
- ② 特別委員会視察(1人当たり) 年額 42,200円
- ③ 議会運営委員会視察(1人当たり) 年額 80,000円
- ④ 会議出席費用弁償の額 …………… 出席に要する鉄道賃及び車賃の実費額

・支給対象

本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会、会派代表者会議
正副委員長会、広報広聴委員会

・支給方法

口座振込

(4) 政務活動費

・支給額(1人当たり) 年額 250,000円

・支給方法

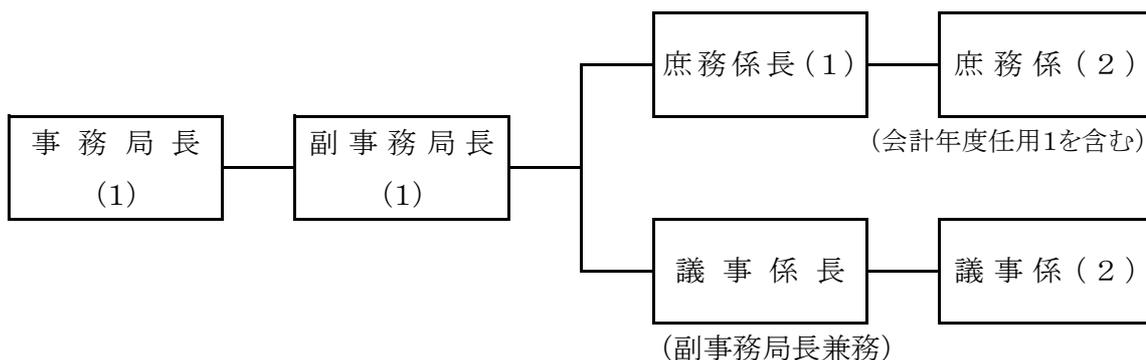
半期毎に(前期 150,000円、後期 100,000円)口座振込

6. 議会事務局

(1) 機構及び職員数

条例定数 8人

現員数 6人



7. 委員会付託基準要綱（変更予定）

1. 予 算

- (1) 一般会計予算
 - ・歳入については予算審査特別委員会
 - ・歳出については各所管分科会
- (2) 特別会計予算及び企業会計予算
 - ・各所管分科会

2. 条 例

- ・その条例を主として所掌する部等を所管する委員会

3. 訴訟事件

- ・「訴えの提起」は、その事件について訴えを提起することの可否を決定する部等を所管する委員会とし、和解等その他の事件についてもこれに準ずる。

4. 財産の取得

- ・取得財産の行政目的が明確な場合は、その行政部等を所管する委員会に付託し、明確でない場合は総務委員会。

5. 財産の処分

- ・処分にかかわる代金が一般会計に収入される場合は、予算審査特別委員会に付託し、特別会計に収入される場合は、その特別会計を所管する各所管分科会。

6. 工事請負

- ・工事請負にかかわる施設等を維持管理する行政部等を所管する委員会。